

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

国家知識産権局が 2018 年主要業務統計データを発表

1. はじめに

2019 年 1 月 10 日、国家知識産権局は、2018 年主要業務統計データの発表を行った。該発表はニュース発表会の形式で行われ、発表後はメディアとの質疑応答も行われた。以下、その概要を紹介する。

2. 2018 年の主要業務統計データ

発表された 2018 年主要業務統計データのうち、主な数値は以下のとおりである。

● 専利

- 発明専利（特許）出願件数 154.2 万件
- 発明専利（特許）登録件数 43.2 万件
- 発明専利（特許）登録件数 国内企業トップ 3

1	華為技術有限公司（ファーウェイ）	3,369 件
2	中国石油化工集团有限公司	2,849 件
3	広東欧珀移動通信有限公司（OPPO）	2,345 件

- 発明専利（特許）保有件数 160.2 万件（2018 年年末時）
- 専利拒絶査定不服審判請求件数 3.8 万件 結審 2.8 万件
- 専利無効審判請求件数 0.5 万件 結審 0.4 万件

● 商標

- 商標登録出願件数 737.1 万件 登録件数 500.7 万件
- 商標審査件数 804.3 万件 登録平均期間 6 か月以内

発表では、2018 年の統計データの特徴として、（一）発明専利の登録件数、保有件数の緩やかな増加（前年比 5.8%増、6%増）、（二）国外企業の中国出願の増加（発明専利出願件数 14.8 万件（前年比 9.1%増））、（三）新規の国内企業出願人の増加（6.0 万企業）、等を挙げている。

また、発表後のメディア質疑応答では、専利法の改正動向、最近の専利及び商標の非正

常出願に対する取組み状況、2018年の政策進捗状況、知的財産運用について説明が行われた。なお、知的財産運用については、2018年の成果として国家知的財産運営サービスプラットフォームの構築や、知的財産金融サービスを推進したことが挙げられた。

3. おわりに

データ上では国内企業の専利出願件数も大きく増加しているが、データの特徴の説明ではそれについて触れられておらず、知識産権局が量より質を重視しつつあるように思われる。また、出願ランキングでは新興モバイル端末企業のOPPOが3位に登場しており、業界の激しい知財競争が伺える。

知的財産判例紹介

1. はじめに

最近判決が下された知的財産関連訴訟について、2件の実用新案権に基づき3000万円の損害賠償が認定された事例の概要を紹介する。

2. 案件概要

原告である深セン来電科技有限公司（以下、「来電公司」という）は、2018年6月に深セン街電科技有限公司（以下、「街電公司」という）らが2件の実用新案専利権（ZL01520103318.2「吸納式充電装置」、ZL201520847953.1「モバイル電源レンタル設備及び充電クランプ装置」）を侵害しているとして、3600万円の賠償を求めて広州知識産権法院に提訴し、提訴と同時に法院へ被告の侵害停止を申請した。広州知識産権法院は、9月7日に、被疑侵害技術案が来電公司の専利の保護範囲に入ると認定し、街電公司が侵害製品の製造、使用することを禁止する裁定を下した。裁定後、被告らは復讐を申請したが、審査の後申請は却下された。

被告の街電公司は、原告が係争専利について北京知識産権法院に訴訟を提起し、既に北京市高級人民法院が二審判決を下していること、原告が深セン市中級人民に同一の専利について訴訟を提起しており、その提起は今回の訴訟よりも早く、重複訴訟に該当すること等を主張した。

なお、上記北京での訴訟において、北京市高級人民法院は、侵害停止、合計200万円の損害賠償を命じた一審判決を維持する判決を下している。

3. 判決要旨

- (1) 重複訴訟の問題について、法院は、原告が訴訟を提起する際に、その他の法院で提起した訴訟に関連する製品を除いており、今回の訴訟に係る製品と他の法院で審理された案件に関する製品が異なるので、重複訴訟に該当しないと認定した。
- (2) 賠償金額の認定について、広州知識産権法院は、双方当事者が専利権の侵害により生じた権利者の損失又は侵害者の利益について証明する直接証拠がないことを考慮して、法院が状況を参酌して確定するとし、状況を参酌して賠償金額を確定する過程において、「比例協調」の原則に則り、民事訴訟の証拠規則に従い、双方当事者の挙証の能力と実際の挙証状況を総合的に考慮し、双方当事者が自己の主張した事実

又は請求について挙証を怠ったことに対する不利な結果に責任を負い、双方当事者の証拠がいずれも弱い状況において、優勢証拠の規則に従い判定する、とした。

- (3) さらに、法院は、「精算できれば精算し、精算できなければ推算する」の推算思考により、日常生活の経験法則及びビジネス慣例により弁別及び認定し、証明される事実の高い可能性を考慮し、多くの要素を考慮して、推算結果の公平性を確保するとした。
- (4) 最終的に、広州知識産権法院は、裁量により確定する方式をとり、証拠の採用可能性を検討し、各パラメータを用いて推算し、2つの案件における経済損失を1500万元ずつ、合計3000万元と認定した。
- (5) なお、被告側は、赤字状態であるので利益がなく、賠償請求額が高すぎると主張していた。これに対し、広州知識産権法院は、シェア充電パックの業界における多数の企業が、シェア争いの段階にあり、初期投資の多くが企業の生産拡大に用いられるので、ある時点においては赤字状態になるが、このような現象は資本投資が長期的な利益に基づいてされるものであるから、専利権侵害により得た利益には適用されない、と判断した。

4. おわりに

裁判官の裁量で、高額の損害賠償が認められたことは注目に値する。但し、本件では、被告が侵害停止の裁定に従わなかったために、悪意の侵害だと判断され、高額化した可能性もある。当事者の出す証拠がどこまで参考にされ、損害賠償額の認定に繋がったのか、更なる情報開示を期待したい。

以上

2019年3月4日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして 1993 年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001 年 3 月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP 訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者 130 数名、裁判官 OB、有資格者を含む弁護士 40 数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 合人社東京永田町ビル 4 階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com

【オフィス移転のご案内】

業務開始日：2019 年 2 月 4 日（月）

新住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビル 21 階

電話番号： 03-5218-6711(代表)

FAX 番号： 03-5218-6712